

平 戸 市 監 査 公 表 第 75 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 24 年 2 月 17 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

市長公室政策推進課及び企画課

第 3 監査の期間

平成 23 年 11 月 17 日・18 日 2 日間

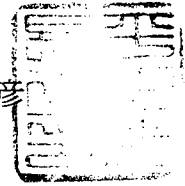
第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

平成 24 年 2 月 14 日

平戸市監査委員 久岡 一夫 様
平戸市監査委員 近藤 芳人 様

平戸市長 黒田 成彦



定期監査の結果に係る指摘事項等の措置について（報告）

平成 24 年 1 月 11 日付け平戸市監査公表第 70 号により、改善の指摘を受けた事項について、下記のとおり措置を講じましたので報告します。

記

〔政策推進課・企画課〕

【指導事項】

- ① 各種団体に交付した補助金等の経理事務に職員が携わる事例が見受けられた。職務上、職員が出納保管せざるを得ない公金外現金の取扱いについては、他課にも事例が散見され全庁的なマニュアル化を図るなど、適正な事務処理に努められたい。

措置：総務部総務課と協議をし、本市の統一的な取扱基準を作成する準備を進めていくよう協議をしました。

〔政策推進課〕

【指導事項】

- ① 自治会未加入者には、市の定期刊行物等は発送されていない。適宜、未加入者の実態を把握し、情報提供に不備がないよう努めること。

措置：自治会未加入者に対する市の定期刊行物等は、加入の有無に関わらず、全世帯に配布することになっています。しかし、地区によっては未加入のことから配布されていないところも見受けられます。今後、情報提供にあたっては不備がないよう努めます。

